

測量・調査・設計業務検査基準

平成25年4月1日

令和2年4月1日(一部改正)

(趣旨)

第1 この測量・調査・設計業務検査基準は、伊賀市建設工事等検査要綱(平成16年伊賀市告示第89号。以下「検査要綱」という。)第6条に基づき、検査の方法及び技術的な基準を定めるものである。

(適用)

第2 この基準は、検査要綱第3条に定める検査に適用する。

(検査の対象)

第3 検査員が行う検査の対象は、伊賀市測量・調査・設計業務検査要領第3条に定めるものを対象とする。

(検査の方法及び基準)

第4 検査は、契約図書及び三重県業務委託共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)等の定めに従い、その実施数量、精度、品質、内容等の履行状況について、成果品及び関係資料により確認する。ただし、現地確認が必要な場合は、現地検査を行うことができるものとする。

2 検査の方法及び基準は、別表第1「設計業務等検査の方法」及び別表第2「設計業務等検査の技術基準」によるものとする。

(検査の立会人)

第5 検査における受注者の立会は、共通仕様書の定めにより、測量及び地質・土質調査業務にあつては現場代理人等、用地調査等及び工損調査にあつては主任技術者、設計業務等にあつては管理技術者とする。

(その他)

第6 その他測量・調査・設計業務の検査に関しこの基準に定めのない事項については、「工事検査基準」の規定を準用するものとする。

附則 この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この検査基準は、令和2年4月1日以降の検査から施行する。

別表第1 設計業務等検査の方法

区分	検査項目	検査内容
測量業務関係	実施数量等	<ul style="list-style-type: none"> ・成果等提出物の確認(成果品、管理状況及び作業状況) 契約内容に基づき、所定の成果品等が整備されていることを確認する。 ・出来形数量の確認 契約内容に基づき、その該当する測量の種類ごとの数量が実施されていることを成果品により確認する。
	精度・品質	<p>契約内容に基づき、その該当する測量の種類ごとの精度管理表、検定記録、点検測量記録が国土交通省・農林水産省公共測量作業規程に定める精度・品質に適合することを確認する。なお、その他公共測量作業規程によらない場合は別途仕様書により確認する。</p>
調査関係(用地・地質等)	実施数量等	<ul style="list-style-type: none"> ・成果等提出物の確認(成果品、管理状況及び作業状況) 契約内容に基づき、所定の成果品等が整備されていることを確認する。 ・出来形数量の確認 契約内容に基づき、その該当する調査の種類ごとの数量が実施されていることを成果品により確認する。
	実施内容	<p>所定の成果等において、契約図書及び三重県業務委託共通仕様書の定めに従い、受注者の現場代理人又は主任技術者が行った調査業務が適切に行われていることを確認する。</p>
設計業務関係※	実施数量等	<ul style="list-style-type: none"> ・成果等提出物の確認(成果品、管理状況及び作業状況) 契約内容に基づき、所定の成果等が整備されていることを確認する。 ・出来形数量の確認 契約内容に基づき、その該当する設計業務の種類毎の数量が実施されていることを成果品により確認する。
	実施内容	<p>所定の成果等について、設計チェックリスト及び設計打合わせ記録簿等に基づき、各々の照査事項に対する打合せ事項が成果等に適切に行われていることを確認する。</p>

※設計業務関係には、計画検討、解析等調査業務を含む。

別表第2 設計業務等検査の技術基準

区分	検査項目	検査基準			
測量業務関係	実施数量等	該当する測量の種類ごとの出来形数量の検査基準			
		該当する測量の種類		検査項目	合否の判定
		基準点測量	基準点測量	点数	仕様書の数量以上
			水準測量	点数	〃
		延長		〃	
		路	基準点測量	点数	〃
			中心線測量	延長	〃
		線	縦断測量	延長	〃
			測	横断測量	幅及び延長
		量		平面測量	面積及び延長
用地幅杭設置	本数		〃		
※ 基準点測量では、精度の確保等のため補助的に実施した基準点測量は除く。					
	精度・品質	<p>該当する測量の種類ごとに国土交通省・農林水産省公共測量作業規程に定める精度・品質の各規格値を検査基準として、合格判定値とする。</p> <p>なお、その他公共測量作業規程によらない場合は別途仕様書に定めるものを検査基準とし、合格判定値とする。</p>			
調査関係(用地・地質等)	実施数量等	この調査業務が求めた成果品等が整備されており、また、その数量が契約図書に示すものを満たしているか確認して判定する。			
	実施内容	受注者が行った調査業務の成果品が、契約図書及び三重県業務委託共通仕様書に基づき、適切に実施されているか確認して判定する。			
設計業務関係※	実施数量等	該当する設計業務の種類ごとにその成果等が整備されており、また、その数量等が契約図書に示すもの以上であるか確認して判定する。			
	実施内容	設計チェックリスト及び設計打合わせ記録簿等の照査事項を検査項目とし、その成果が打合せ事項のとおり、適切に実施されているか確認して判定する。			

※設計業務関係には、計画検討、解析等調査業務を含む。